

令和05年度 砂浜等清掃業務委託

設計書

(当初設計)

工事番号

路線名等 大蔵海岸～西島海岸

工事箇所 明石市大蔵海岸通1丁目～大久保町西島地先

工 種

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
砂浜清掃 ビーチクリーナー（自走式）					
標準	1	日			施工 第0-0001号内訳表
砂浜清掃 ビーチクリーナー（自走式）					
夜間・早朝	1	日			施工 第0-0004号内訳表
砂浜清掃 人力による廃棄物収集					
	0.01	ha			施工 第0-0007号内訳表
砂浜清掃 人力による廃棄物収集 突堤等					
	0.01	ha			施工 第0-0008号内訳表
人力による廃棄物積込運搬					
	1	m3			施工 第0-0009号内訳表
人力による廃棄物積込（散乱ごみ） ゴミコンテナへの投入					
	1	m3			施工 第0-0011号内訳表
人力によるごみ分別作業					
	1	時間/人			施工 第0-0012号内訳表
ビーチクリーナー回送費					
	1	回			施工 第0-0013号内訳表
海草等収集運搬（1）					
10 t 吸引車運搬 海草等	1	m3			施工 第0-0014号内訳表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
海草等収集運搬(2)					
2tダンプトラック運搬	1	m3			施工 第0-0017号内訳表
海草等収集運搬(3)					
8m3パッカー車運搬	1	m3			施工 第0-0021号内訳表
排水管清掃車					
	1	時間			施工 第0-0024号内訳表
強力吸引車					
	1	時間			施工 第0-0025号内訳表
ホイールローダ運転					
	1	時間			施工 第0-0026号内訳表
不整地運搬車運転 クローラ型 油圧ダンプ式 2.0t					
	1	日			施工 第0-0027号内訳表
不整地運搬車回送費 クローラ型 油圧ダンプ式 2.0t					
	1	回			施工 第0-0028号内訳表
振動ローラ運転					
普通型	1	日			施工 第0-0029号内訳表
交通整理業務					
	1	人/日			施工 第0-0030号内訳表

土砂等運搬

[規格1] 土質->土砂(岩塊・玉石混り土含む)

[規格2]

積算単価算出表

[摘要]

施工 第0-0010号内訳表

頁0-0013/0036

1

m3 当り

標準単価	代表機材規格		構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
K1		ダンプトラック[オロト・ディーゼル] 2t積級(タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む)			ダンプトラック 2t積級[オロト・ディーゼル] タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む			
K								
R1		運転手(一般)			運転手(一般)			
R								
Z1		軽油 1.2号 パトロール給油			軽油			
Z								
					計			
積算単価 =								
A	土砂等発生現場	=3	現場制約あり					
B	積込機種・規格	=7	人力					
C	土質	=1	土砂(岩塊・玉石混り土含む)					
D	DID区間の有無	=2	有り					
E	運搬距離	=31	14.5km以下					

掘削
[規格1] 土砂 上記以外(小規模)

[規格2] 標準

積算単価算出表

施工 第0-0019号内訳表

頁0-0022/0036
1
m3 当り

標準単価	代表機材規格		構成比	基準単価	積算規格	単価	補正 構成比	備考
K1	バックホウ(クローラ型) 山積0.28m3(平積0.2m3) [標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)]				バックホウ(クローラ型) [標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 0.28/0.2m3			
K								
R1	運転手(特殊)				運転手(特殊)			
R								
Z1	軽油 1.2号 ハトロール給油				軽油			
Z								
					計			
積算単価 =								
A	土質	=1	土砂					
B	施工方法	=5	上記以外(小規模)					
F	施工数量	=7	標準					

土砂等運搬

[規格1] 土質->土砂(岩塊・玉石混り土含む)

[規格2]

積算単価算出表

[摘要]

施工 第0-0020号内訳表

頁0-0023/0036

1

m3 当り

標準単価	代表機材規格		構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
K1		ダンプトラック[オロト・ディーゼル] 2t積級(タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む)			ダンプトラック 2t積級[オロト・ディーゼル] タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む			
K								
R1		運転手(一般)			運転手(一般)			
R								
Z1		軽油 1.2号 パトロール給油			軽油			
Z								
					計			
積算単価 =								
A	土砂等発生現場	=2	小規模					
B	積込機種・規格	=6	バックホ山積0.13m3(平積0.1m3)					
C	土質	=1	土砂(岩塊・玉石混り土含む)					
D	DID区間の有無	=2	有り					
E	運搬距離	=32	15.0km以下					

施工単価表

施工 第0-0025号内訳表

頁0-0027/0036

強力吸引車

[規格1]	[規格2]	[摘要]				1 時間 当り
名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考	
運転手(一般)		人				
機械機具損料 強力吸引車 積載質量3.1~3.5 t		時間				
軽油		L				
普通作業員		人				
単 位 当 り	1	時間				

施工単価表

施工 第0-0026号内訳表

頁0-0028/0036

ホイールローダ運転

[規格1]	[規格2]	[摘要]				1	時間	当り
名称・規格	数量	単位	単価	金額	備		考	
運転手(特殊)		人						
軽油		L						
機械機具損料 ホイールローダ 0.34~0.35m3		時間						
普通作業員		人						
単 位 当 り	1	時間						

砂浜等清掃業務委託 仕様書

1 業務委託実施箇所

- (1) 大蔵海岸～西島海岸の砂浜等海浜地
- (2) その他指示する関連施設

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、契約締結日から令和5年3月31日までの間は準備期間とし、この間においては、委託料は一切発生しないものとする。

3 主な業務内容

●コンテナごみ収集・運搬

別添位置図に設置しているコンテナ及び消し炭捨て場内のごみ等を収集・運搬する（工種『人力による廃棄物積込運搬』）。コンテナ周辺に散乱するごみについては、人力でコンテナへ投入後、上記工種により、収集・運搬を行う（工種『人力による廃棄物積込（散乱ごみ）ゴミコンテナへの投入』）。

収集したごみは、明石クリーンセンターへ搬入すること。明石クリーンセンターへの搬入にあたっては、可燃ごみ、不燃ごみの分別が必要であるため、市が指定する場所において分別を行うこと（工種『人力によるごみ分別作業』）。

実施頻度及び実施日時等については、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

●砂浜清掃

ビーチクリーナー及び不整地運搬車を用いて、別添位置図の砂浜の清掃を行う（工種『砂浜清掃 ビーチクリーナー』）。

ビーチクリーナーの搬入が困難な箇所については、人力によりごみ等の収集を行う（工種『砂浜清掃 人力による廃棄物収集』）。

1日当たり24,000㎡以上の作業が実施できるように資機材を準備すること。

実施頻度及び実施日時等については、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

※ビーチクリーナーについて

自走式とする。牽引式は、砂浜のぬかるみ等に車体が埋まり走行できなくなるため、使用不可とする。

砂浜（平地部、斜面部）、波打ち際など、やわらかい地面でも適切に清掃が実施できること、安全に搬入できることなど現場状況等を十分考慮して、機種を選定すること。

また、選定前には、市担当者と協議し、その指示に従うこと。

●海草等収集運搬業務

強力吸引車を用いて、汀線に漂着した海草及び水際を漂う海草等の収集・運搬を行う（工種『海草等収集運搬』）。吸引車にて収集した海草等は、十分な水切りを行った後、明石クリーンセンターに搬入し、可燃物として処分すること。

●その他業務

市担当者の指示に従い、その他業務を実施すること。

4 有資格者の配置について

業務の実施にあたっては、以下の資格を有するものを配置すること。

また、各業務の開始時までには、資格を証する書面の写しを市担当課へ提出すること。

- ・小型移動式クレーン運転技能講習終了証
- ・玉掛け技能講習終了証
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習終了証
- ・不整地運搬車運転技能講習終了証
- ・締固め用機械特別教育終了証

5 夏季の業務について

- (1) 7月～9月上旬のコンテナごみ収集・運搬業務の作業目安としては、概ね週2回の頻度で実施すること。

実施にあたっては、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

- (2) 海水浴シーズン中の砂浜清掃については、海水浴場開設者及び浜茶屋経営者と十分な連絡、調整を行うこと。

また、作業実施にあたっては、海水浴客、海岸利用者及び周辺を通行する利用者の迷惑や危険とならぬよう最善の注意を払うこと。

実施にあたっては、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

- (3) 海水浴場開設期間中の砂浜清掃については、台風通過後に速やかに作業を実施すること。

実施にあたっては、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

6 清掃機械等搬入について

清掃機械等を現場に搬入するにあたり、本市にて設置したゲート（林崎、江井島）、バリカー（林崎）の開放が必要である場合は、市担当者に連絡すること。

7 明石クリーンセンターへの搬入、処分について

- (1) 収集したごみは、可燃ごみ・不燃ごみに分けて明石クリーンセンターに搬入し、処分すること。

また、収集したごみの運搬時は、過積載による違法運行を防止するとともに、適切な管理によりごみの飛散等が発生しないよう配慮すること。

- (2) 明石クリーンセンターでのごみの処分は、「ごみ搬入カード」を使用すること。

- (3) 「ごみ搬入カード」については、上記の準備期間内に市担当者まで届け出し、搬入車両3台分の発行を受けること。なお、届け出に必要な書類等については市担当者の指示に従うこと。

- (4) 搬入ごみの量については、明石クリーンセンター発行の検量書を添付し報告すること。

- (5) 明石クリーンセンター内の作業については、ごみの飛散等が発生しないよう配慮すること。

- (6) 明石クリーンセンターへの搬入・処分が困難なごみ等については、市担当者と協議し、その指示に従うこと。

8 収集ごみ処分費について

- (1) 明石クリーンセンターでのごみ処分費は、別途実績に応じて支払うものとする。

- (2) 当業務により発生した、明石クリーンセンターへの搬入・処分が困難なごみ等について、市担当課と協議の結果、産業廃棄物処分場等で処分する場合は、処分に係る実費用を支払うものとする。

(3) ごみ処分費納付状況確認のため、納付領収書の写しを市担当課へ提出すること。

9 作業車の明示

(1) 作業中及びごみ運搬・搬入時には、業務関係車であることが認識できるよう、下記内容を記した標章（A4サイズ）を車両の前面に掲示すること。

明石市都市局道路安全室 海岸・治水課 業務関係車 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日 受託業者名：〇〇〇〇
--

(2) サイクリングロード等の自転車および歩行者専用道路を車両で通行する際には、あらかじめ明石警察署等で通行許可申請を行い、その許可を受けること。

10 再委託等の禁止について

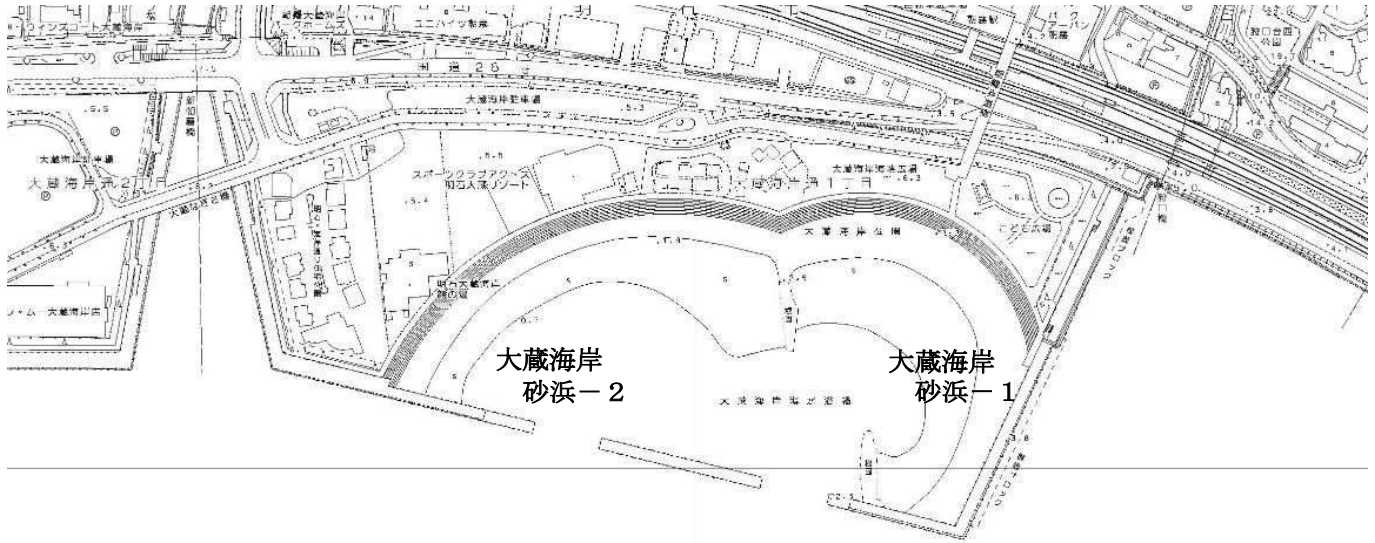
本業務受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の主たる部分は、以下のとおりとする。

- ・人力による廃棄物積込運搬（人力積込 2t ダンプトラック運搬）
- ・海草等収集運搬（1）（10 t 強力吸引車運搬）
- ・海草等収集運搬（2）（10 t 強力吸引車、2 t ダンプトラック運搬）
- ・海草等収集運搬（3）（10 t 強力吸引車、8 m³パッカー車運搬）
- ・排水管清掃車

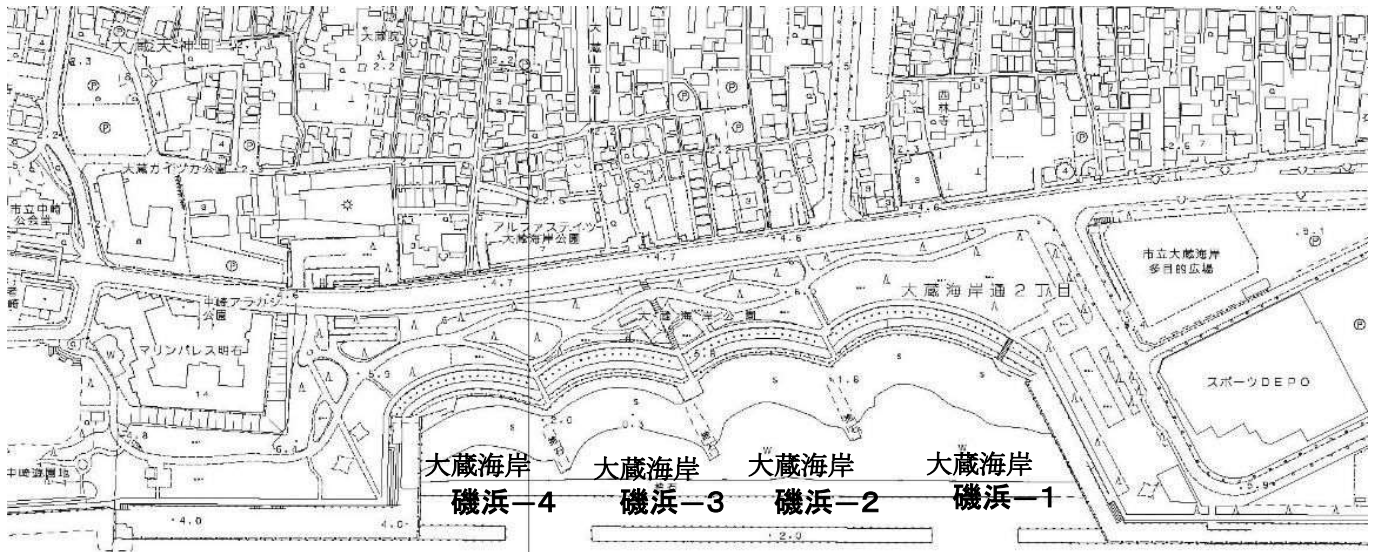
11 特記事項

- (1) 各項目の契約単価は、落札者の入札金額を「各項目における設計単価が、設計単価合計に占める割合」に応じて比例按分し、決定する。
- (2) 精算単価が1日単位の工種については、実働時間を目安に半日（0.5日）単位で行うものとし、作業時間が証明できるものを報告書に添付するものとする。
- (3) 精算単価が単位時間当たりのものについては、作業時間が証明できるものを報告書に添付するものとする。
- (4) 工種『パッカー車運転』、『バックホウ運転』の実施については、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

位置図 No. 1



①

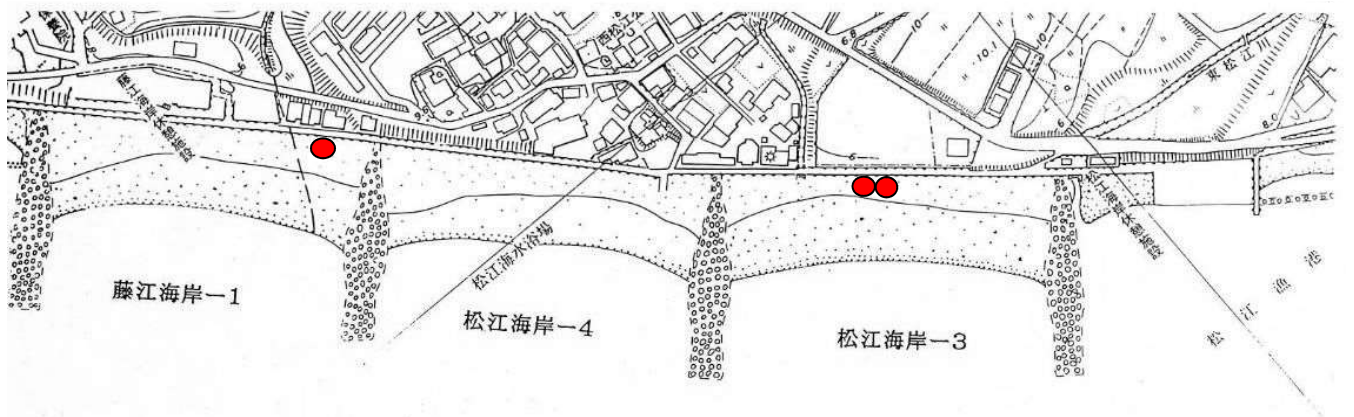


②

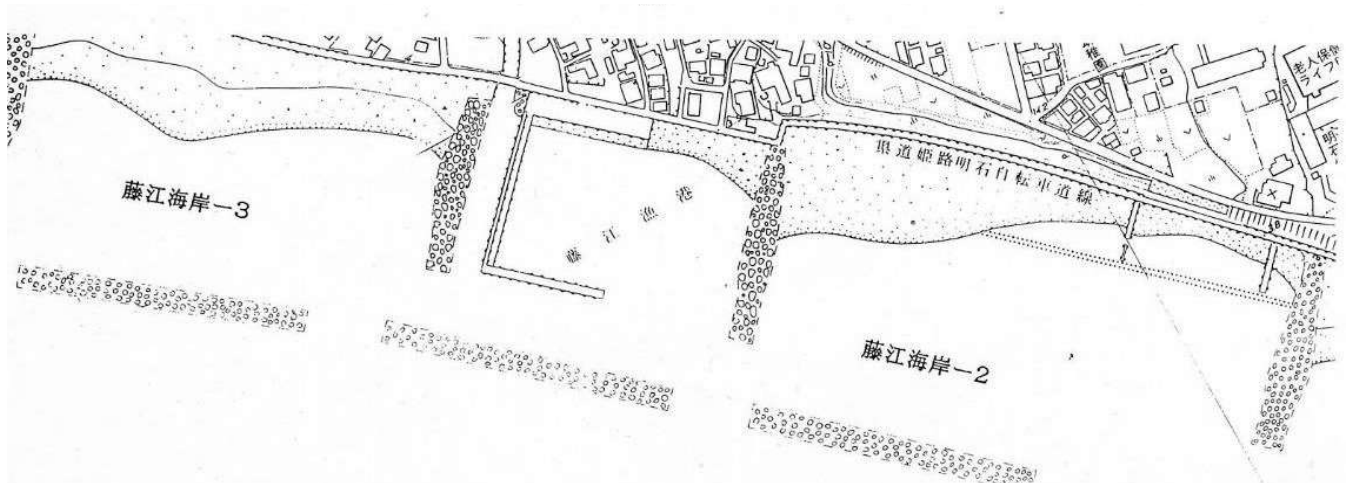
位置図 No. 2



③



④



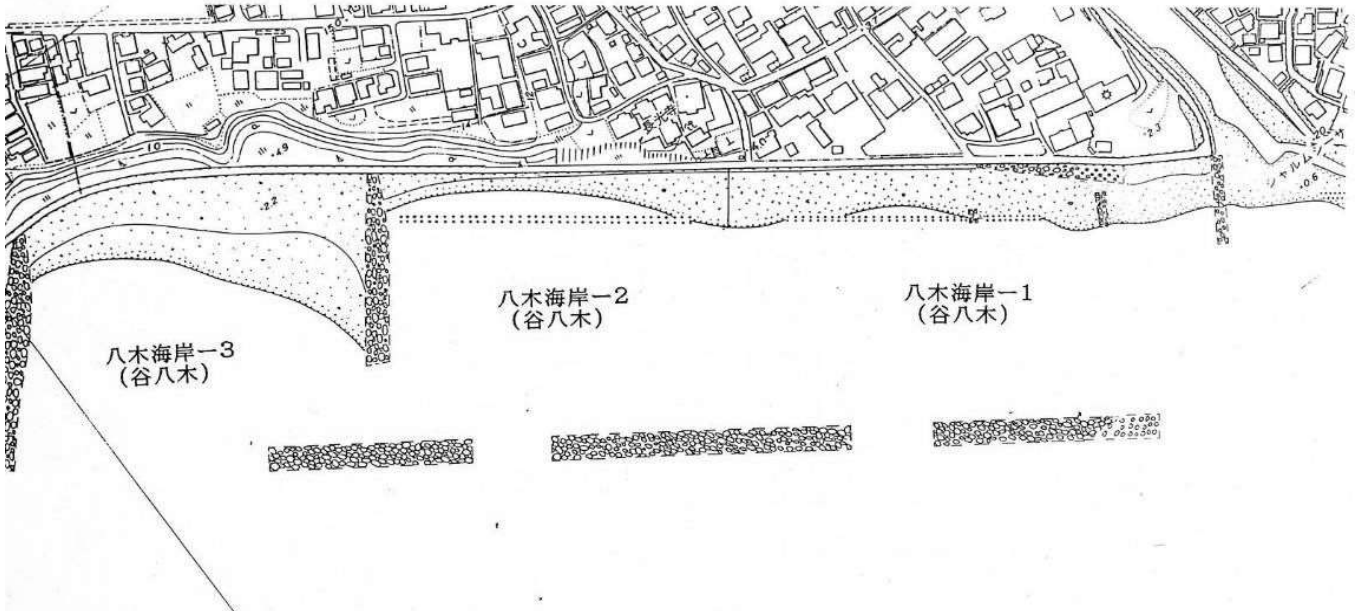
⑤

凡例	
● (Red)	コンテナ設置箇所
● (Green)	消し炭捨て場設置箇所

位置図 No. 3



⑥



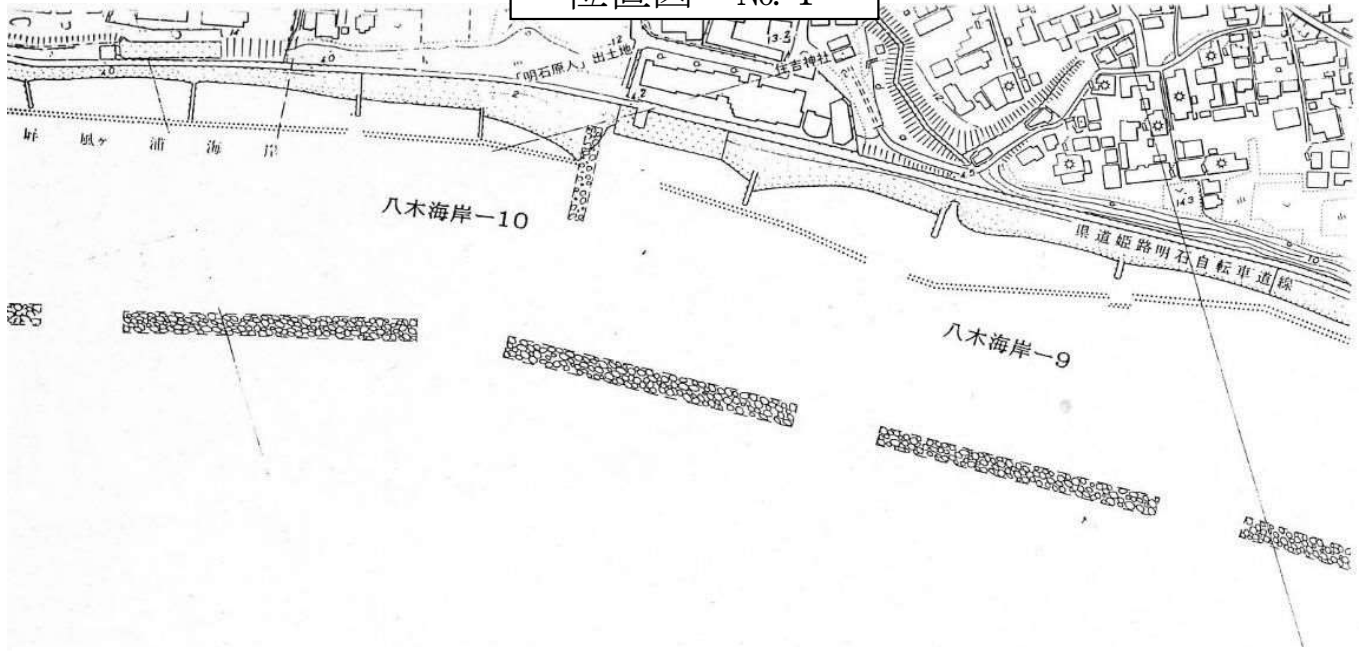
⑦



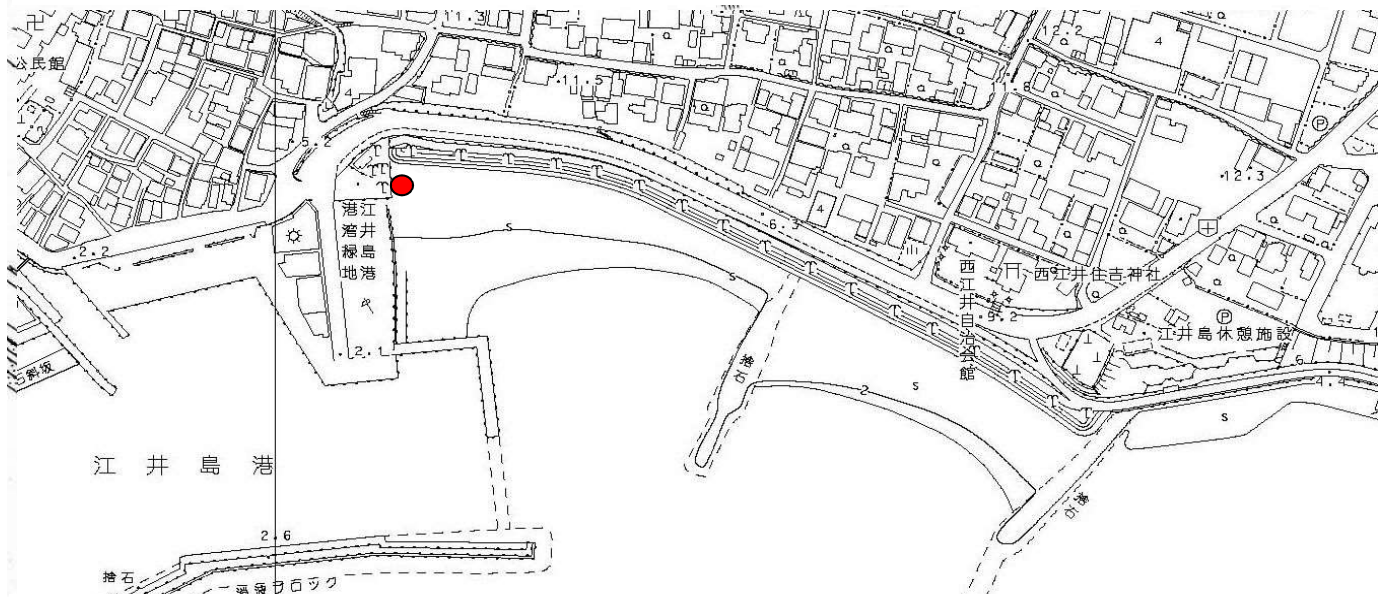
⑧

凡例	
●	コンテナ設置箇所

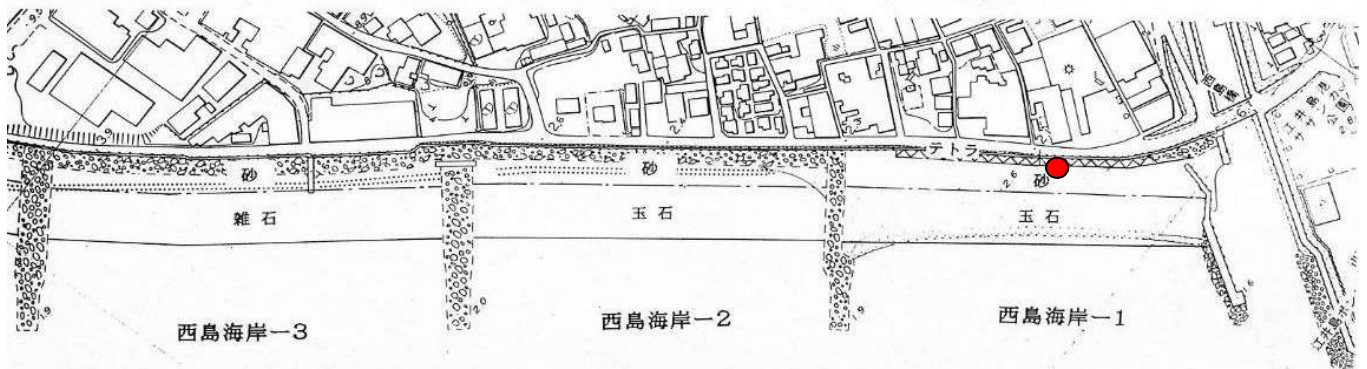
位置図 No. 4



⑨



⑩



⑪

凡例	
●	コンテナ設置箇所